

佐賀県社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第23号

佐賀県社会教育委員条例の一部を改正する条例
佐賀県社会教育委員条例（昭和24年佐賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 社会教育委員の任期は2年とする。</p> <p>第4条 略</p> | <p><u>(設置)</u> 第1条 略 <u>(社会教育委員の委嘱の基準)</u> 第2条 社会教育委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。 <u>(社会教育委員の定数)</u> 第3条 略 <u>(社会教育委員の任期)</u> 第4条 社会教育委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>(補則)</u> 第5条 略</p> |

附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。